

スペインの土地制度に関する小論

——農地改革の歴史的意義——

有 富 重 尋

目 次

- 一、土地と気候
- 二、土地制度の構造と農業
- 三、農地改革をめぐる二、三の問題点

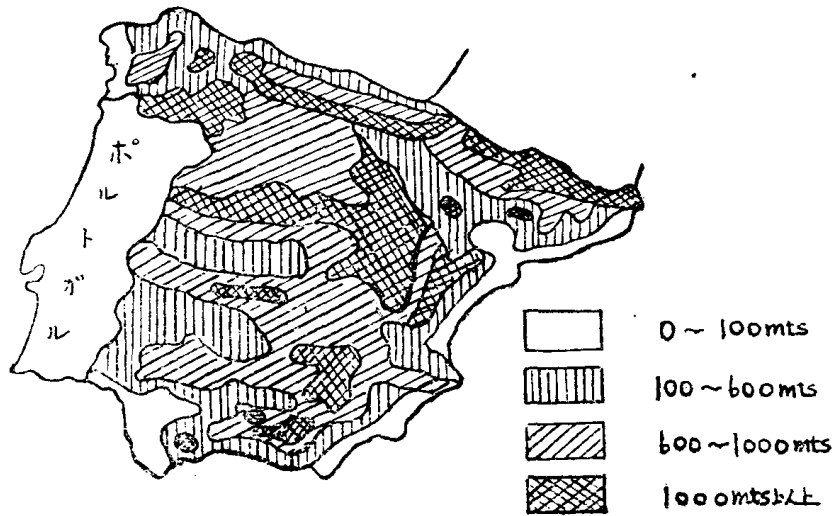
内乱前の農業に関する統計的数値で価値あるものと見做されるのは一九三〇年の土地調査総務庁の報告があげられるのみであり、内乱後のそれは一九四五年一九四八年の同庁の報告があげられるに過ぎず、換言すれば資料の不足と不充分が吾々研究者の障害となるのであるが、幸いにもマドリッド大学教授H・P・エギラス、農地社会学研究所副所長L・G・オテイスア両氏の図書御寄贈、質疑応答等の御好意を受けている私の場合は、この研究が何等かの意味で先輩諸兄の関心を喚起しないならばそれは一に私の研究不足によるものである。

「イスパニヤ経済の発展」「イスパニヤ農産物価格政策」の紹介、「イスパニヤの農地に関する一考察」「スペイン農業問題」「スペインに於ける農業諸団体」の研究をそれぞれ発表したのであるが、こゝではそれ等を足掛りに、農地社会学研究誌一卷掲載「国土利用制度」(L・G・オテイスア氏論文)を参照しながら論を進めたい。

一、土地と気候

農業の面からみれば、スペインの土地は極めて対象に富む国であると云う認識から始めねばならない。従つて土地に関する綜画的見解を述べることは(註)困難であり、又無暴である。スペインの農業発展は地理的要因によつて如何に制約され条件づけられているかは沿岸地帯からカステリヤやアラゴンの高原地へと目を転ずることが必要である。

第一図 スペインの標高配分地図



標高についてはヨーロッパではイスに次いで第二位であり、(註2)国土の六二%は六〇〇米以上の標高、二四%は一、〇〇〇米以上である。

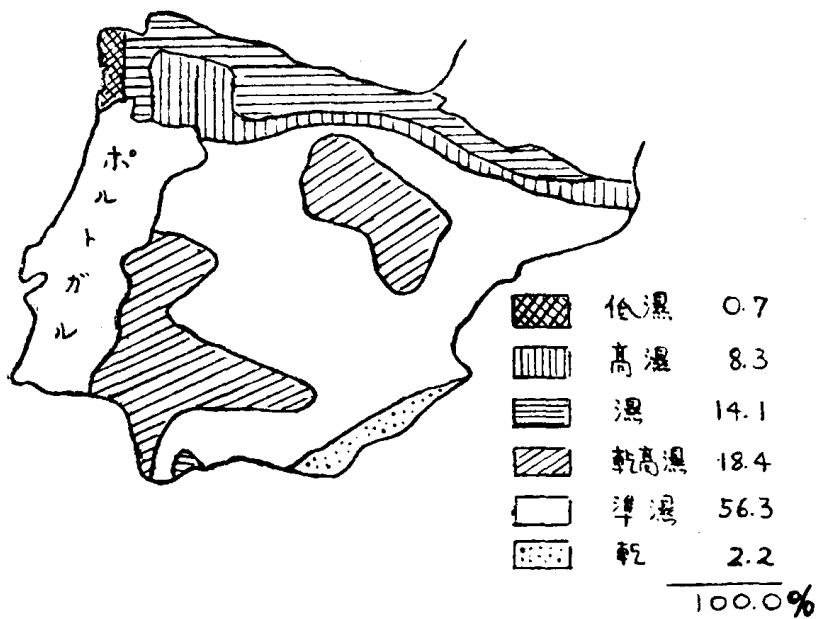
(第一図参照)

国土の七〇%は年間降雨量五〇〇mm以下であるが降雨量の多少は気候の性格を決定する全てではないがスペインの場合特に太陽については知

られている通りである。第二図で示すように準乾燥、乾燥の気候に相当する面積が全面積の五九%を占めているのは驚異である。土地、気候の悪条件は結果として当然面積を制約している。註(2)にみるように国土面積五、〇〇〇万ヘクタールの内、四一%に相当する二、一〇〇万ヘクタールが耕作されているにすぎず、四六・五%は森林地、残りの一二・五%は宅地、其の他の不生産地である。

しかし、この農耕地は森林地、宅地、其の他を犠牲にしての農地政策の結果、「イスパニヤの農地に関する一考察」で指摘したようにその面積は(註3)漸増の傾向にある。この農地面積一〇〇%中、天水地九三・五%に対して灌漑地は六・五%を占めているに過ぎず、天水地と共にその生産力が問題になるが、それについては、土地制度の構遠と農業の項で若干触れることにし、直接利用地、自作地、農協組、経営農地、小作地に区分される農耕地が気候的にどのような面積配分を保っているかをみる。

第二図 スペインの気候帯図



乾燥地帯の農地面積中農協組経営農地は三九・二%、可成濕氣、可成乾燥の

第一表 氣候帶別耕地区分

	自作地	農協経	小 作 地			合 計
			保 護	非 保 護	小 計	
可成濕氣	hec 2,099,750	hec 314,650	hec 346,950	hec 160,950	hec 507,900	hec 2,922,300
可成乾燥	10,317,700	1784,150	1,325,750	2,376,400	3,702,150	15,804,000
乾 燥	761,800	759,500	152,900	263,650	416,550	1,937,850
計	13,179,250	2,858,300	1,825,600	2,801,000	4,626,600	20,664,150
可成濕氣	71.8%	10.8%	11.7%	5.7%	17.4%	100.0%
可成乾燥	65.3	11.3	8.4	15.0	23.4	100.0
乾 燥	39.3	39.2	7.9	13.6	21.5	100.0

両地帯では夫々一〇・八%、一一・三%、直接利用地 || 自作地では農協組経営農地とは全く逆であり可成濕氣の地帯が尤も高く七一・八%、乾燥地帯は尤も低く三九・三%、小作地は保護地・非保護地に分けられるが可成り相似したパーセンテージを保っている。(第一表参照)

自作地はその若干部が国立移住研究所々有農地として強制収用され更に同研究所がその収用地を更に農協組・小作人に貸附ける傾向があるの

で(後述)、自作地所有者 || 地主の規準は変わりつつあるが農業構造に及ぼす影響はまだ不明である。

又、耕地面積二、一〇〇万ヘクタールの内、約六六%は穀類・蔬菜類残りの三四%はオリブ二二〇万ヘクタール葡萄一五〇万ヘクタール等によつて占められている。

土地は八六%が六〇〇米以上の高地にあり、氣候については乾燥、準乾燥に相当する地帯は全面積の五九%を占めているのでスペインの自然は恵まれていないが、農業所得は国民所得の約 $\frac{1}{3}$ を占めている点からみれば矢張りスペインは農業生産国ではないがスペイン的農業国であると云えよう。

註(1) 同一地方でもカンタブリコ沿岸の果実と蔬菜は乾燥したカステリヤの不毛高地と対照的である。

(2) 「イスパニヤの農地に関する一考察」「スペイン農業問題」参照

農 耕 地	20,638,621 hec	40.84%
森 林 地	(天水地93.5%灌漑地6.5%) 23,636,169	46.79
山野・空地その他	6,240,210	12.37
計	50,515,000 hec (全国土面積)	100 %

(3) 右農耕地面積は一九三六年前の公表によるものであり、一九五二年の公表によれば二一七五五〇ヘクタールであり、21,075,550—20,638,621 = 436,929 hec 漸増している。

二、土地制度の構造と農業

既にみたように国土面積の四一%は農地によつて占められているが、こゝでは農地が如何なる型態で経営されているかをみよう。繰返して云えば前節に引續いて用いている数値は統計的基調に缺けており推測的性格を持ち合せているので、従つて決定的なものとして理解されるべきではない。

第二表で示すごとく小作地は全耕地の二二・二七%を占めているが、小作地を一〇〇%とすれば保護を受ける小作地は四〇%、

第二表 経営体別耕地面積

耕地区分	耕地面積 (hec)	%
自作地	13,411,150	63.63
農協組経営	2,972,050	14.10
保護される小作地	1,851,100	} 22.27
保護されない小作地	2,841,250	
計(全農耕地面積)	21,075,550	100.00

保護を受けない小作地は六〇%に相当する。保護を受ける、或は保護を受けない小作地の経済的定義は困難であり、僅かに前者は保護された契約(註) (小作料四、〇〇〇疍以下)、後者は保護されなかつた契約(小作料四、〇〇〇疍以上)であると解釈され得る。第二、四、五、六、七、十の各表で夫々経営体別農業人口構成、一人当り平均耕地面積、地方別耕地面積、地方別農業人口構成、地方別農業企業者と面積の相関々係を掲げるが、

この小作地に表われている数値は自作地、農協組経営農地に比べれば変動が少ない。保護される小作地が小作地面積中高い%を示しているのは Vascongadas, Galicia, Castilla la Vieja, Rioja y

Navarra, León の諸地方であり、保護されない小作地が高い%を示しているのは Extremadura, Andalucía 地方の諸州である。

第五表で示すごとく自作地が耕地面積中占める%が高いのは Aragón 地方が最高で七五% León, Castilla 地方では七〇%

第三表 経営体別農業人口構成

耕地区分	農業企業者数	%
自作地	2,102,952	56.25
農協組経営農地	460,400	12.31
保護される小作地	816,600	} 31.44
保護されない小作地	359,200	
計	3,739,150	100.00

第四表 経営体別平均耕地面積 (1人当)

耕地区分	一人当平均耕地面積
自作地	6.19hec (約6町3段)
農協組経営農地	6.46hec (約6町6段)
保護される小作地	2.21hec (約2町3段)
保護されない小作地	7.8 hec (約8町)

Asturias y Santander 地方は最低で三〇%を占めており概して%は高い。

第五表で農協組経営農地が伝統的に根強い地方は Cataluña y Baleares, Canarias 第十表で農協組経営農地が占める%が高い州は Alicante, Murcia の六〇%があげられる。

第三表の農業企業者数は近年逡増の傾向にあるが第二、三表に

第五表 経営体別地方別耕地面積

地方	面積					百分比						
	自作地	農協	小作地		計	自作地	農協	小作地		計		
			保	非				保	非			
Andalucía Oc	1,579,150	210,700	169,450	430,100	599,550	2,389,400	66.1	8.8	7.1	18.8	25.1	11.3
Andalucía Or	1,253,600	184,250	178,450	398,600	577,050	2,014,900	62.2	9.2	8.8	19.8	28.6	9.5
Castilla Vie	1,823,000	105,150	397,900	238,200	636,100	2,564,250	71.1	4.1	15.5	9.3	24.8	12.2
Castilla Nue	2,467,700	264,750	310,250	497,250	807,500	3,539,950	69.7	7.5	8.8	14.0	22.8	16.8
Aragón	1,098,100	184,600	66,650	110,050	176,700	1,459,400	75.2	12.7	4.6	7.5	12.1	6.9
Levante	1,142,800	966,750	115,550	268,750	384,300	2,493,850	45.8	38.8	4.6	10.8	15.4	11.8
Leonesa	1,094,850	15,450	156,100	269,250	425,350	1,535,650	71.3	1.0	10.2	17.5	27.7	7.3
Cataluña y B	699,350	419,150	109,550	73,750	183,300	1,301,800	53.7	32.2	8.4	5.7	14.1	6.2
Extremadura	1,199,700	458,450	29,000	484,700	513,700	2,171,850	55.2	21.1	1.4	22.3	23.7	10.3
Rioja y Na	372,600	54,750	80,900	54,050	134,950	562,300	66.3	9.7	14.4	9.6	24.0	2.7
Galicia	407,400	66,350	129,750	2,100	131,850	605,600	67.3	11.0	21.4	0.3	21.7	2.9
Vascongadas	88,750	650	53,450	3,450	56,900	146,300	60.6	0.5	36.5	2.4	38.9	0.7
Canarias	107,050	38,850	5,500	10,350	15,850	161,750	66.2	24.0	3.4	6.4	9.8	0.8
Asturias y S	77,100	2,200	48,600	650	49,250	128,550	60.0	1.7	37.8	0.5	38.3	0.6
スペイン	13,411,150	2,972,050	1,851,100	2,841,250	4,692,350	21,075,550	63.6	14.1	8.8	15.5	22.3	100.0

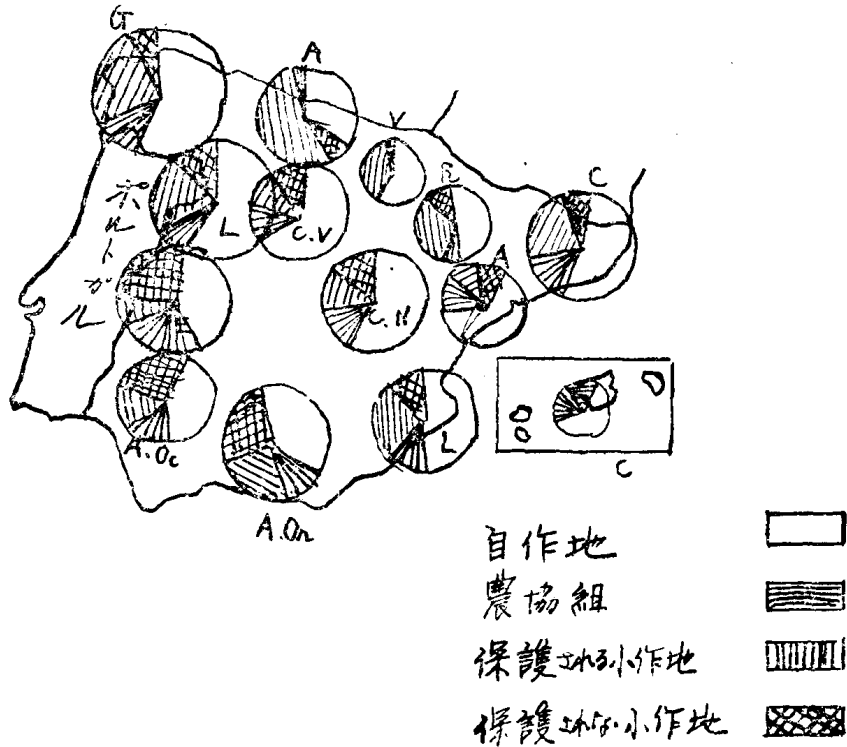
備考：保は保護される小作地、非は保護されない小作地 農協は農協組経営農地、面積単位：ヘクタール

第六表 経営体別、地方別、農業人口構成

地 方	人 口					百 分 比						
	自作地	農 協	小 作 地		計	自作地	農 協	小 作 地		計		
			保	非				保	非			
Andalucía Oc	86,200	11,150	19,850	21,900	41,750	139,100	62.0	8.0	14.3	15.7	30.0	3.7
Andalucía Or	207,950	62,750	136,750	163,550	300,300	571,000	36.4	10.9	24.0	28.7	52.7	15.3
Castilla Vieja	186,800	8,600	51,350	31,450	82,800	278,200	67.1	3.1	18.5	11.3	29.8	7.5
Castilla Nueva	211,400	32,650	43,250	39,400	82,650	326,700	64.7	10.0	13.2	12.1	25.3	8.7
Aragón	144,850	20,950	24,750	4,600	29,350	195,150	74.2	10.8	12.7	2.3	15.0	5.2
Levante	343,500	115,850	151,150	17,900	169,050	628,400	54.7	18.4	24.1	2.8	26.9	16.8
Leonesa	140,250	3,700	54,200	15,950	70,150	214,100	65.5	1.7	25.3	7.5	32.8	5.7
Cataluña y Ba	230,800	78,950	59,500	19,550	79,050	388,800	59.4	20.3	15.3	5.0	20.3	10.4
Extremadura	79,700	53,450	3,700	27,100	30,800	163,950	48.6	32.6	2.2	16.6	18.8	4.4
Rioja y Navarra	69,750	5,700	36,450	12,800	49,250	124,700	55.9	4.6	29.2	10.3	39.5	3.3
Galicia	254,150	45,350	115,400	200	115,600	415,100	61.2	10.9	27.8	0.1	27.9	11.1
Vascogadas	27,700	250	18,000	150	18,150	46,100	60.1	0.5	39.1	0.3	39.4	1.2
Canarias	68,050	18,300	1,700	4,000	5,700	92,050	73.9	19.9	1.8	4.4	6.2	2.5
Asturias y San	51,850	2,750	100,550	650	101,200	155,800	33.3	1.7	64.6	0.4	65.0	4.2
ス ペ イ ン	2,102,950	460,400	816,600	359,200	1,175,800	3,739,150	56.2	12.3	21.9	9.6	31.5	100.0

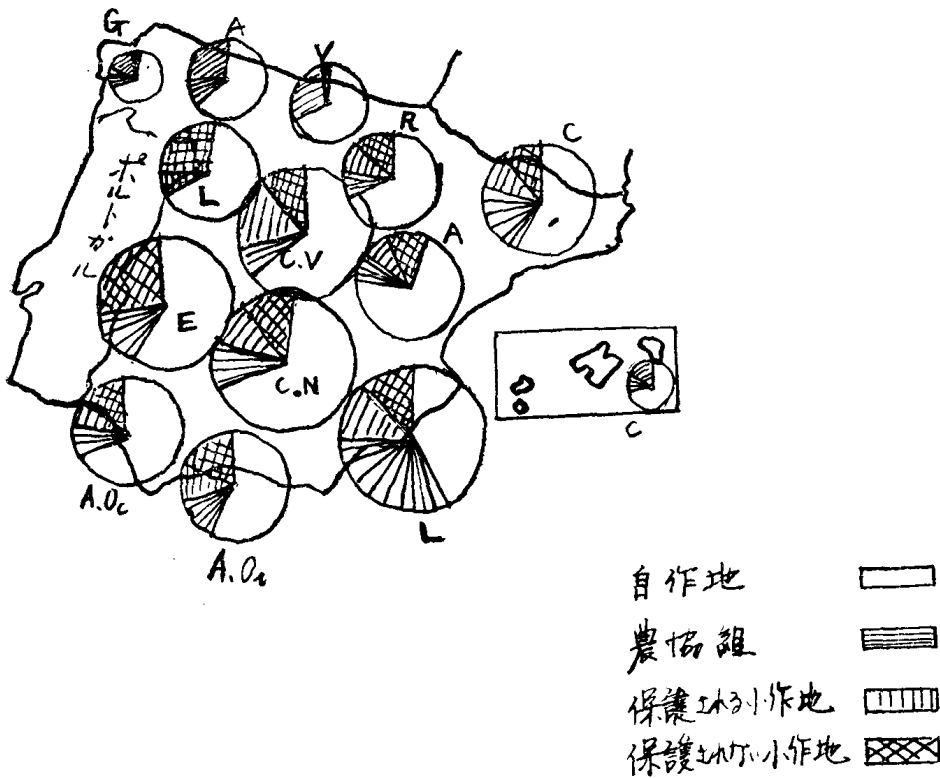
備考：保は保護される小作地、非は保護されない小作地、農協は農協組織経営農地。

第三図 経営体別地方別耕地面積
(地方名は頭文字のみ)



目を通せば農業企業者数は面積の配分からみれば小作地のそれは相対的に大きい。両小作地間の面積と人口が逆比例しているのは小作料保護の恩恵を受ける耕地の経営の零細化を物語っている。第二表、第三表から第四表経営体別平均耕地面積(一人当り)が得られるのであるが、それにより経営規模別構成が判明するのでないから余り重要な意義は持たない。

第四図 経営体別地方別農業人口構成
(地方名は頭文字のみ)



農協組経営農地は第二表の全国からみても第五表の地方別からみても相対的に高い%を保っているのは注目されるべきである。農協組は国立移住研究所と提携して灌漑事業を行うのであるが国立移住研究所を通じて移住農民と農協組が取交わす契約は小作地

の場合の契約のヒナ型と成つてゐる、即收穫物の一部(註5)は移住農民の労働の代償として受取られる。以上はスペイン土地制度の特徴の一つと考えられる。

第三図は第五表を图示したものである。

農業企業者の絶対数が上昇している地方としては Levante, Andalucía Oriental, Galicia, Cataluña y Baleares, Castilla

第七表 地方別農業企業者と面積の相関々係

地 方	耕地面積 100 hec 常りの企 業者数	1 人当りの 耕地面積 (hec)
Asturias y San	121.95	0.82
Galicia	68.96	1.45
Canarias	57.14	1.75
Vascomgadas	31.54	3.17
Cataluña y Ba	29.94	3.34
Andalucía Or	28.33	3.52
Levante	25.25	3.96
Rioja y Navarra	22.22	4.50
León	19.19	5.21
Aragón	13.38	7.47
Castilla Vie	10.88	9.21
Castilla Nue	9.23	10.83
Extremadura	7.55	13.24
Andalucía Oc	6.18	17.18

la Nueva の五地方があるが、この五地方の農業企業者数は全体の六一%を占めることは第六表に示す通りである。第五表と比べれば、面積と企業者数は平行的でないことが解る。

第六表を图示すれば第四図が得られる。第五表、六表から第七

表地方別農業企業者と面積の相関々係が得られる。農業企業者人口密度が高いのは北部、北東部 Cataluña, Levante 地方、密度の低いのは Extremadura, 東 Andalucía 地方である。

人口密度を支配する原因としては灌漑地、天水地の配分を含むその地方の土地生産力並びに気象的特徴があげられる。

全国土面積五〇、五一五、〇〇〇ヘクタール中農耕地は約四一% 二一、〇七五、五五〇ヘクタールを占めている。この農耕地面積は天水地九三・五% 灌漑地六・五% によつて占められているが、この農地の(註6)夫々の生産額をみよう。右述並びに第八表から云い得ることは天水地の面積

九三・五% 灌漑地の面積六・五% x 約十四 然るに天水地の生産額六、四〇〇 灌漑地の生産額二、五五x y y 約二・五にすぎないが、天水地の生産額が灌漑地の生産額と等しい程度である為には、天水地の生産額 六、四〇〇 x 十四 八九六、〇〇でなければならぬ。即ち灌漑地の生産力からみれば天水地の生産力は可成り低い。換言すれば灌漑地の生産力は天水地のその約六倍(x ÷ y)であり、天水地の生産力は農耕地の生産力を一〇〇とすれば一六% (6+1の百分比)、灌漑地

第八表 土地生産額、(単位：100万ペセター)

土 地 区 分	生 産 額
農 耕 地 < 灌 漑 地 天 水 地	8945 < 2545 6400
山 野、牧 場、其 他	405
計 (全スペイン)	9350

第九表 欧米諸國に於ける天水地1ヘクタール当りの小麦生産量

國名	1930~34の5年間平均
フランス	15.46
ドイツ	21.56
ベルギー	25.69
イタリア	13.96
オランダ	29.74
アメリカ	9.03
ハンガリー	14.92
ブルガリア	11.55
ポルトガル	9.22
スペイン	9.46
合衆国	9.08
アルゼンチン	9.26
カナダ	9.13

備考：單位 100kg

のそれは八四% $\left(\frac{6}{6+1} \times 100\right)$ の百分比である。

次に天水地の生産力を欧米諸國と対比してみよう。スペインの天水地の生産力が如何に低いかは第九表の示すごとくでありスペインより天水地の生産力の低い國としてはルーマニヤ、合衆國、ポルトガル、アルゼンチン、カナダがあげられるが夫々の立地条件を考慮すればスペインは殆ど最下位である。

以上土地制度を経営体別地方別にみたので、各地方の特徴の概略が判明した。

註(4) 「スペイン農業問題」

更に言及すれば保護される小作地とは小作料小麦四、〇〇kg以下で賃銀労働者を暫定的に雇傭するにすぎず、その賃銀労働者の労働量が全労働量の二五%以下で大部分は小作農自身かその家族構成員で經營される農地

を指す。

土地区分 (小作料)	最小期間		備考
	4000kg以上	4000kg以下	
農地	4000kg以上	4000kg以下	6年 3年 15年延期可能 延期不能 15年延期可能

(5) 具体的な枠或は率等の数値は不明。小作契約に関しては

註(4)参照

(6) 農地の生産力と人口との関係については「イスパニヤの農地に関する一考察」参照。

三、農地改革をめぐる二、三の問題点

農地改革をみるに当つてその前史とも云うべきスペイン農業史の片鱗は「スペイン農業問題」で触れたのであるがこゝでは重複を避けながら前史をみて行きたい。

Fernando II (一一五七—一一八八) の治下、León 地方の San Isidoro 侯の礼拝堂の丸天井に記してある(註)左記は興味深い。(文字で記されてあるのではなく図示されており、左記は主任司祭長 J. Pérez Llamazares によつて記述されたものである。) 一月……マントの下に膝までの下着をきた男が右手で一軒の家

の戸口を閉じ左手で他の家の戸口を開けている(その男の首は二ツあるので農民が旧年から新年へ変われば

えもせず多忙の意)

二月……男が焚火で暖をとつている

三月……葡萄の冗枝を切つている

四月……植物の根を手にして植付けようとしている

五月……騎士が馬に草を喰わせている

六月……男が鎌で大麦を刈入れている

七月……男が鎌で小麦を刈入れている

八月……丸太棒の先に草紐を結びつけて脱穀場で麦類を打つて
いる。

九月……葡萄の收穫が行われ、その房がツボに投げこまれてい
る

十月……樹木を手でゆすぶつて、落ちた果実を食べている

十一月……大槌で豚を殺している。

十二月……宴会がひらかれている

このように描かれた農民生活は半島の伝統的な(註8)水不足と結び
ついて封建諸侯の脚もとで何代にも及んで同じ一握りの土地を耕
さざるを得なかつたので農業生産力が低滞したのは当然である。

スペイン農業の尤も優れた花形役者スペイン・ムーア人の追放
(一六〇九年)と放牧 *mesta* の議会は隨所に設けられた王室牧
羊場に独占的権力を与え農民をその地区より追立てたことが農業
衰退を裏書きしている。

農民の貴族への抵抗はあつたが貴族の武力の前にはあえなく潰
えた。農民は貴族へ絶対者として奉仕せざるを得ず、身分の転化
は殆どみられなかつた。

以上のように殆ど際立つた政策もなく農業は二十世紀へ持越さ
れたのである。

こゝで夫々年代順に重点的に行われた農業政策を一、水路政策
(一八七〇)一、一九一〇)二、灌漑政策(一九一〇)一、一九三九)三、
移住政策(一九三九)と区分しながら農地改革に言及するので
あるが、これはスペイン的表現であり寧ろ我々の觀念からすれば
前記一、二を通じて一、灌漑政策と呼称するのが妥当であろう。

一、水路政策は灌漑水路に関する一八七〇年二月の法令が基本
法と成つている。灌漑水路事業は予算の二〇%以上の供託金が必
要であるが工事期間は九年間であり最初の三年間で少なくとも三三
%以上に達することが条件であつた。この条件が満たされない時
は恒久的に当事者に譲渡される筈の灌漑水路は中止され供託金は
没収された。同法令は一八七二年十一月十九日の法令によつて若
干改正された。

兩法を貫ぬいている精神は純粹に自由主義経済である。一八八
三年七月二十七日大灌漑地法 *Ley de Grandes Regadíos* が発布
されて兩法の缺陷を補なつた。即ち此の法令は水量豊かな灌漑水
路に適用され、水力事業への政府補助金は灌漑人組合の場合はず
算額の五〇%、その他の企業体の場合は三〇%まで附与された。
此の法令は劃期的であり歴史的であり、当時にあつては(註9)殆ど
革命的意義すら持つていた。一九〇五年七月七日水量乏しい灌漑
水路保護の為小灌漑地法 *Ley de Pequeños Regadíos* が発布され
た。水路政策と平行して州及び市の所有地に零細農民の為に(註10)

農業植民地の創設が一九〇七年国内移住・再植民法 *Ley de Colonización y Repoblación Interior* (移住に関する最初の措置) によつて樹立された。

二、灌漑政策は一九一一年前記大灌漑地法が改正されてその政策の根幹に成つてゐる。具体的には「政府は農業的観点から灌漑地を改革する方が有利か拡大する方が有利かを灌漑地の立地条件を考慮しながら効用度の大きい順で灌漑政策の実現を期するものである」。とその第一条に規定してある。即ち灌漑事業に対して財政的保護が次のように加えられた。

a 個人がイニシアチブをとる灌漑事業

予算の三〇%まで政府補助金。完成後の利用可能水量に応じて割増金。

b 灌漑人組合による灌漑事業

予算の五〇%まで政府補助金。二五%まで貸附金貸与

c 政府がイニシアチブをとる灌漑事業

新灌漑地の場合は個人が五〇%負担、拡大の場合は個人が四〇%負担。

個人に資本がない時は全事業費の四〇%の貸附金は、新灌漑地の場合は、二十五年間一・五%の利率、改善拡大の場合は二十年間二%の利率で貸与される。

一九一一年に改正された大灌漑地法は一九二五年再度修正された。一九二六年に施行された法令は灌漑地改善は義務であると謳つてゐる。以上の諸法令により、灌漑地面積は僅かであるが増増の傾向を示し始めた。一九二七年一月七日前記国内移住、再植民

法は小土地所有法 *Ley de Parcelación* に改廃され(註二)四二〇〇〇ヘクタールの農地が約七千人の農民によつて獲得された。一九三二年四月の灌漑安定事業法 *Ley de Obras de Puesta en Riego* (一九四九年四月灌漑地帯法 *Ley de Zonas Regables* に発展的解消)は

a 灌漑政策は経済的目的を有する

b 灌漑政策は社会的目的を有する

と謳つてゐる、即ちできるだけ完全な方法で灌漑地の生産力を高からしめ、生活水準が上昇するよう農民家族を保護して定着せしめることに主眼が注がれた。しかし、同法により政府負担は灌漑地帯の沼田の改善事業に限定せられ、その他は農民或は土地所有者の負担とし六四、〇〇〇ヘクタールに及ぶ五灌漑地帯の灌漑計画が法制化された。

以上の諸法令は、スペイン経済をその根底から揺り動かすものであり近代性を受入れないスペイン人の頑固な考え方からすれば、歴史的意義を有する。

このような背景で一九三二年九月九日(註三)、臨時政府治下、農地改革法 *Ley de Reforma Agraria* は議會を通過したが、この法の適用の結果をみれば農民が定着している農地は補償せられたが、これを契機として第一次農地改革は実施されるようになったのであるが農地改革研究所(後述)の占有する農地では研究や改善は全くなされず、この状態は未経験の定着農民の性格と結合して彼等の生活を不安定にした。農民層のこの不安は貴族、大地主階級への抵抗となつて表面化した。即ち一九三六年七月内乱勃発

し、生産地帯を包含する国民政体領と人口密集地帯を包含する共和政体領に分裂し紛争したが一九三九年四月一日共和国的フランコ独裁政権の確立により内乱は落着した。歴史的必然性も考慮されるべきであるが、要するにスペインのこの内乱は革命は与えられたことによるプロレタリアの意識被促進の結果であつたと理解できないだろうか。

三、移住政策は一九三九年四月内乱が終熄し農業政策が灌漑から移住へとその指針が向けられたことによつて事実上始まつてゐる。一九三九年十月十八日の勅令によつて農地改革研究所と入替つて国立移住研究所が生誕することによつて中断していた第一次農地改革は第二次農地改革として始まつたがその目的は(一)農地を獲得し貧農や零細小作農を容易に所有権に接近せしめ、(二)農地の強制収用や生産増大によつて農地の社会問題を解決し、(三)大地の場合には特に農業生産を改革し、(四)農地に関する改善や事業の実施を技術的経済的に援助することであつた。同研究所の移住政策は公的目的を持つ政策(例、全額政府負担でのマリアリア対策、交通機関の整備拡張)、共同の利益に成る政策(例、排水・道路の完備、この場合予算の四〇%まで補助金)、個人の利益に成る政策(例、国立住宅研究所からの恩恵を享受する建築を除いて三〇%まで住宅・農場に対して補助金附与)に三分される。

「スペイン農業問題」で触れたように、農業移民の定着を容易ならしめるために村づくり(後述)が断行されつゝあり、又国立移住研究所によつて(註13)下表の示すごとく灌漑地は改善された。移住政策で際立つてゐるのは灌漑地帯所有地の移民と配分に関する

第十表 (1953.5月現在)

国立移住研究所による灌漑地	改善内容	改善された耕地面積	
		旧灌漑地	新灌漑地
改 善 の 農 耕 地 の 実 施 さ	研究所々有農地(A)	12,055hec	15,259hec
	灌漑地帯法適用農地(B)	—	7,511 "
	小計 (A+B)	12,055 "	22,770 "
実 施 中	A	—	3,944 "
	B	—	47,251 "
	A+B	—	51,515 "
計 画 中	A	—	2,558 "
	B	—	65,865 "
	A+B	—	68,423 "

一九四九年四月二十一日の法令があげられる、即ち国家は新灌漑地帯の(註14)移住全般について直接に干渉するように成つた。最近フランスは国立移住研究所の活動と新灌漑地帯の現状の視察旅行をしてゐるが、その報告の一例を示そう。Sevilla 州 Viar 灌漑

地帯の全面積は一三、三八四ヘクタール、その内灌漑面積一、八四九ヘクタールについて簡単に表示すれば次の如くである。

第十一表

Viar 灌漑地帯経営規模別農地構成 (Sevilla州)

経営規模別農地	百分比の面積
125ヘクタール以上	47.74%
25~125ヘクタール	21.75%
25ヘクタール以下	30.51%

この表は極めて粗雑であり、国立移住研究所々有農地も自作の灌漑地も含んでいる。同地帯の研究所による移住事業は疎水網二四〇軒、排水網一七六軒、道路網二〇〇軒、があげられ前述の村(註15)づくりについては研究所の移民用住宅戸数は Viar del caudillo 村一三五戸、Esquivel 村三〇〇戸、

Torre de la Reina 村二五〇戸、San Ignacio de Viar 村七五戸、計七五〇戸であるが、一応の目標は一、〇〇〇戸である。これらの一戸当りの平均耕地面積は平坦地四ヘクタール、急傾斜地十二ヘクタールであるので前掲第十二表の二五ヘクタール以下の農地の大半は国立移住研究所による直接移住に相当すると理解される。

前掲第八表第九表を中心に天水地の生産力が低位であり、その改善の必要性をみてきたのであるが、更に前掲第十一表と若干関連してみれば、一九五四~一九六五年間の農地改革は農耕地面積の九三・五%を占める天水地を灌漑地に転じ天水地の面積を縮小してその生産力を強化し、灌漑地では大灌漑地、小灌漑地を問わず改善が計画されている。即ち全灌漑改善農地は大灌漑改善農地と小灌漑改善農地から成立しているが、前者は公共事業相国立移

住研究所の推定によれば九〇〇、〇〇〇ヘクタールの内三〇%は効果的に利用され得るので灌漑改善を必要としないので 900,000 - 30% = 630,000 ヘクタール、後者は国立移住研究所々有農地二二、〇〇〇ヘクタール、自作地一一〇、〇〇〇ヘクタール、換言すれば 22,000 + 110,000 = 132,000 ヘクタールの改善が計画されている、従つて全灌漑改善農地面積 630,000 + 132,000 = 762,000ヘクタールの改善が計画されている。

註(7) 京都大学附図書館所蔵イスペインヤ文庫 “Estudios de Historia Social de España” バルメス社会学研究所編

(8) 水裁判所 Tribunal de las Aguas と共に「スペイン農業問題」参照

(9) 「イスペインヤ経済の発展」「イスペインヤの農地に関する一考察」参照。イスペインヤ人の頑固な考え方からすればまさしく革命的歴史的意義を有する。

(10) 「スペイン農業問題」参照
平均面積七ヘクタールの一、七〇六地区の内、土地の調査された一〇、八三八ヘクタールの面積に一八の農業植民地が創設され移民の大半は小土地所有者に轉化した。

(11) 42,000 + 7,000 = 6 即一人当り六ヘクタール
(12) 一九三一年四月君主制が廃され共和制が樹立された。即ち農地改革法は革命の前夜に生誕した。

(13) この第十表を註(2)の別表並に第二表と比較すれば、国立移住研究所の耕地の実際面積ほどの経営体を犠牲にしたも

- のであるかと云う疑問が打出されるのであるが、これは国立移住研究所が強制収用した貴族地主層の所有農地の大半を農協組に貸付け、一部を中農層以下に配分し、残部を研究所々有農地として保有したものと理解される。
- (14) 国立移住研究所の一般計画に従わせること、農地の経営規模の規定等を指す。
- (15) 「スペインに於ける農業諸団体」の註(12)参照。

州	新部落数 (A)	部落の平均戸数 (B)	新部落制後の平均戸数 (A×B)	土地別1戸当平均面積 (hec)
Cádiz	10	112	1200(1120)	平地5 急傾斜地12
Savilla	4	187	1000(750)	平地4 急傾斜地12
Jaén	6	80	480(480)	7~10

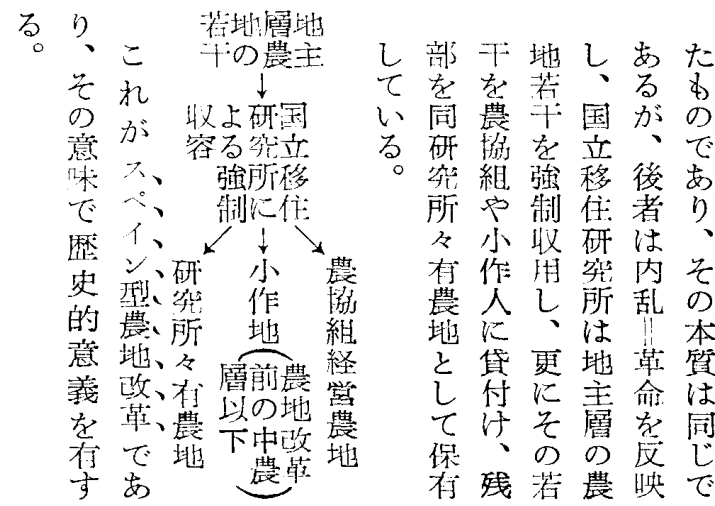
結 語

スペインの農地改革、従つて狭義の農業政策は水路、灌漑の政策を経て現段階の移住政策に到達しているが第一次農地改革は大灌漑地法・国内移住・再植民法・灌漑安定事業法を中心として与えられたものであり、第二次農地改革は灌漑地帯所有地の移民と配分に関する法令を中心として零細農民を定着農民として灌漑地帯に移住せしめながら農地改革法前の次表に示す(註16)貴族地主層の農地を註(13)で指摘したごとく強制収用し中農層以下に配分して、農業生産力を強化せんとするものであり、国立移住研究所生誕の目的(既述)からみれば農地改革は成功である。内乱前の農

第十二表 農地改革前の階層別農地区分

階層別	人数 (万)	全農地面積 対比	平均面積 (1人当)
貴族=地主	5	51.1%	540町歩
富農	70	35.2%	22 "
中農	100	11.1%	5 "
貧農	125	2.2%	0.4 "
雇農	200	—	—

地改革(第一次)、内乱後の農地改革(第二次)は共に与えられたものであり、その本質は同じであるが、後者は内乱革命を反映し、国立移住研究所は地主層の農地若干を強制収用し、更にその若干を農協組や小作人に貸付け、残部を同研究所々有農地として保有している。



尙、地主層の農地は国立移住研究所により強制収用されることによりどの程度破壊されるに到ったかについては今後の研究に俟ちたい。

註(16) 貴族地主層の農地は農地改革の一環として強制収用される一方、二〇〇ヘクタール以上の農地はモデル農地 finca modelo の指定を受け技術的指導を受けている。二三の実例でみれば小麦の場合生産量の増大分は一ヘクタールにつき五〇〇kg。

「イスパニヤの農地に関する一考察」参照。

本稿は昭和三十年十月二日第五回関西農業経済学会（鳥取大学農学部）で発表した論文に若干加筆したものである。

（一九五五・一一・四）